



2019年7月2日

各 位

会 社 名 東洋製罐グループホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 大塚 一男
(コード番号 5901 東証第一部)
問 合 せ 先 総務部長 浅田 真一郎
(TEL 03-4514-2001)

公正取引委員会からの意見聴取通知書の受領および特別損失の計上に関するお知らせ

当社および当社の連結子会社である東洋製罐株式会社は、2018年2月6日に飲料缶の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、東洋製罐株式会社は、飲料缶の取引に関して、同委員会より、独占禁止法に基づく排除措置命令書(案)および課徴金納付命令書(案)に関する意見聴取通知書(以下「本件通知書」といいます。)を受領いたしました。本件通知書において、東洋製罐株式会社に対する課徴金は、120億1,409万円とされております。

当社および東洋製罐株式会社といたしましては、本件通知書の内容の詳細を精査・確認するとともに、公正取引委員会より証拠等に関する説明を受け、今後の対応を慎重に検討してまいります。

また、当社は、本件通知書に基づき、2020年3月期第1四半期連結会計期間において、120億1,409万円を独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上する見込みであります。

なお、2020年3月期第2四半期および通期の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後、明らかになり次第速やかに開示いたします。

株主の皆様、お取引先様ならびに関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をお掛けしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社および東洋製罐株式会社は、本件通知書を受領した事実を厳粛に受け止め、今後、法令遵守のより一層の徹底に取り組んでまいります。

以 上